

## 第2回山元町総合教育会議 議事録

- 1 会議名 第2回山元町総合教育会議
- 2 開催日時 平成27年10月26日(月)  
午後3時00分から午後4時30分まで
- 3 場所 山元町勤労青少年ホーム 1階 講義室
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開会
  - (2) 議題
    - ①山元町いじめ防止基本方針について  
資料1-1から資料1-5に基づき説明(説明者:菅野学務課長)
    - ②山元町教育振興基本計画策定について  
資料2-1・資料2-2に基づき説明(説明者:菅野学務課長)
    - ③今後の教育課題等について  
資料3に基づき各委員討議
  - (3) その他
  - (4) 閉会

### 1 開会【司会】

それでは、ただいまから、第2回山元町総合教育会議を開会いたします。  
開会にあたりまして、山元町長 齋藤 俊夫よりあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ【山元町長：齋藤俊夫】

5月の1回目以来2回目の会議になりますが、教育委員の皆様、本日は、第2回山元町総合教育会議にご出席いただき、ありがとうございます。

また、日ごろから、未来を担う、山元の子どもたちや、町民のだれもが将来へ向けた夢と志を育む教育政策の実現に向け、大変なご尽力いただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

昨日、町議会議員の選挙がありましたけれども、女性議員が3人誕生したということは、周辺の自治体とようやく肩を並べることが実現できたかと思っております。

私の新年の賀詞交歓会では、初夢と称して女性議員の誕生に触れさせてもらいましたが、ようやく実現できたことは、町にとっても良い結果だったと感じています。

また、若い議員も誕生し、町議会運営についても大変な部分がありますが、町民の方々が選ばれた新しい議員の皆さんでの対応になるかと思えます。

さて、議会の関係から申し上げますと、先月開催されました9月議会定例会でも教育に関する質問が多々ありまして、教育長を中心に町としての取り組み、考え等を回答させていただいた訳ですけれども、一般質問では、学力向上対策として、秋田県東成瀬村の先進的な事例、学校図書司書の配置や表彰制度による人材の育成、更には、合戦原地内の線刻画や、町内の遺跡の利活用等、教育に関するご質問を幅広く頂戴しました。

また、仙台市をはじめとした、いじめ問題に関するニュースが連日報道されておりますが、教育行政への社会の眼は大変厳しく、今後も関心が高まっていくものと感じております。

町としては、このような状況からも、より一層首長と教育委員会が連携を強化し、教育行政の基盤を再確認した上で、今後の町の原動力となる健全な青少年の人材育成はもちろんのこと、活躍の場の提供等も含め、枠にとらわれない柔軟な対応を行わなければならないと考えております。

本日は、第2回目の会議になりますが、議題にもありますとおり、今まさに取り組まなければならない「いじめ防止基本方針」や「教育振興基本計画」の策定、そして今後の教育課題に向けた議論等を行いますので、委員の皆さま、忌憚無く、ご発言いただき、活発な会議になるようよろしくお願いします。

## —以下議事—

### 3 議 題

#### 【司会】

それでは、次第に基づきまして、議題に入らせていただきますが、山元町総合教育会議運営要綱第4条の規定に基づき、齋藤町長が議長となり、進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、齋藤町長お願いいたします。

#### 【議長】（齋藤町長）

はい、それでは、議題を進行させていただきます。

議題の（1）山元町いじめ防止基本方針についてを、事務局から説明させます。

#### 【説明】（菅野学務課長）

はい、それでは、まず、はじめに、右上資料1-1「山元町いじめ防止基本方針」策定についてをご覧ください。

こちらの資料は、5月に開催した第1回総合教育会議で既に協議させていただいたものですが、国や県のいじめ防止に向けた動向を踏まえ、山元町及び山元町教育委員

会で、平成27年10月に「山元町いじめ防止基本方針」を策定することとしていたものです。

方針の策定内容については、県及び県教育委員会で策定した方針を山元町の実状に応じた内容とし、本日、案を提示させていただいております。

基本方針については、**資料1-3**で全部で21ページとなっておりますが、説明については、**資料1-2**の「概要版」で説明させていただきます。

大見出し「1 基本的な考え方」には、(1)で、いじめ防止等の対策に関する基本理念を掲げますとともに、(2)のいじめの定義では、具体的ないじめの態様を、(3)では、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るもの」を原点とした、いじめの理解の重要性を掲げるとともに、(4)では、いじめの防止、早期発見、対処、そして地域・学校・関係機関との連携の重要性についてを掲げさせていただきました。

次に、大見出し「2 山元町が実施する施策」においては、いじめ防止対策推進法の規定を尊重し、(1)で、町のいじめ防止基本方針を策定すること、(2)で、いじめ問題対策連絡協議会を設置すること、(3)で、町教育委員会の附属機関を設置することを明文化させていただきますとともに、(4)町が実施すべき施策と(5)町教育委員会として実施すべき施策についても、県の基本方針に習い、具体的な取り組み内容を列挙させていただきました。

裏面に移ります。大見出し「3 学校が実施すべき施策」におきましても、法の規定に基づき、(1)で、学校いじめ基本方針を策定することを明文化するとともに、学校現場でいじめ防止対策に当たる組織の具体的な役割や、いじめに向かわせないための指導方法について、(2)及び(3)に掲げさせていただきました。

次に、大見出し「4 重大事態への対処」では、重大事態の意味を解説するとともに、対処方法、調査組織の構成、特に調査の公平性・中立性を確保するための第三者機関としての設置及び事実関係を明確にする調査の実施方法等掲げさせていただきますとともに、その調査結果の報告を受けた町長が、法の規定を尊重して再調査する場合は、附属機関を設けること、また、その結果を踏まえて必要な措置を講じるとともに、議会へ報告することについて、明文化した内容となっております。

簡単ですが、以上が、21ページに亘る「山元町いじめ防止基本方針」の概要でございます。

引き続き、右上**資料1-4**にて、いじめ防止対策推進法に定める基本方針・組織について、説明いたします。

上の図は、左から国、県、町、町教育委員会、学校まで、それぞれが方針を定める又は定めるよう努めるとの法の規定に基づき、方針が定められたところです。

その上で、図を縦に見ていただきますが、山元町・山元町教育委員会では、3つの組織を設置することとなっております。

まず、①の「いじめ問題対策連絡協議会」を設置いたします。

設置根拠は、法第14条第1項によるもので、いじめの防止等に関係する機関及び

団体の連携を図るため、連絡協議会を設置するものでございます。

2つ目の組織として、②「いじめ防止対策調査委員会」を設置いたします。

設置根拠については、法第14条第3項と、裏面に記載の法第28条第1項によるものであり、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときに教育委員会の認める事項と、裏面の法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項について調査、答申し、又は意見を具申することができる組織を設置するものであります。

裏面の真ん中の図をご覧ください。

表左側、②のいじめ防止対策調査委員会が重大事態に係る調査を実施した場合、その内容を町長へ報告することになります。

この動きが、表の矢印の動きになります。

この場合、町長は、再調査を行う場合、3つ目の組織である③いじめ問題再調査委員会を設置することができます。

こちらの委員会の設置根拠については、法第30条第2項の規定に基づくものであり、ご説明した3つの組織については、全て条例を制定の上、設置するものであります。

条例の中身は、現在、総務課との調整中ではありますが、概ね、資料1-5の内容とする考えであり、12月議会に提案する予定であります。

資料1-5をご覧ください。こちらが、12月議会に提案予定の条例の概要ですが、ただ今ご説明した①から③までの組織についての根拠条項、所掌事務について記載しております。

組織の構成メンバーですが、①いじめ問題対策連絡協議会については、関係行政機関の児童相談所、法務局、警察署、町保健福祉課からの職員、児童又は生徒の保護者については、連合父母教師会会長及び副会長、学校の職員としては、校長会会長、生徒指導主任代表、生徒指導主事代表、その他教育委員会が必要と認める者として、主任児童委員等を構成員として、常設とし、15人以内の委員で構成したいと考えているものです。

②いじめ防止対策調査委員会、③いじめ問題再調査委員会については、記載のとおりでございますが、この組織のメンバーは、両委員会とも教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者を委嘱したいと考えておりまして、これらの団体に委員推薦依頼を行った上で、委員を委嘱したいと考えております。

なお、①いじめ問題対策連絡協議会と②いじめ防止対策調査委員会は、常設の機関でありますので、条例が認められましたら、任期2年で委員を委嘱させていただきたいと考えております。

裏面の③いじめ問題再調査委員会は、町長が再調査が必要と判断した場合にその都度の設置であり、組織のメンバーは教育から福祉等の専門的な知識、経験を有する者となってございますが、同じ職の団体から別の者を推薦していただきまして、第三者機関として、必要な調査をしていただくものでございます。

事例としましては、仙台市のいじめ、自殺問題について、新聞報道で第三者機関が調査を行った報告が新聞記事等で報じられていますが、あの第三者機関は、②のいじめ防止対策調査委員会が調査した内容が新聞報道等で報じられております。

以上で、山元町いじめ防止基本方針の説明になりますが、山元町いじめ防止基本方針の策定については、本会議での協議調整を経た上で、引き続き開催する平成27年度第7回山元町教育委員会定例会にて改めて提案し、議決いただきます。

その後、事務決裁規程に基づき、庁内での事務手続き、町長の決裁を経て策定となるものです。

策定後は、各学校への周知はもとより、町ホームページ等に掲載し、町全体で、いじめ防止に取り組むこととしております。

**【議長】**（齋藤町長）

はい。それでは、山元町いじめ防止基本方針（資料1-1から資料1-5）について、ご質問、確認事項等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

**【教育委員】**（齋藤委員）

はい。それでは、確認させていただきたいのですが、**資料1-3**の9ページ上段に「町教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童の出席停止を命ずる」とありますが、義務教育を受ける権利を有する児童生徒に対して、出席停止を命ずることができるのか疑問を持ったのですが。

いじめをしている児童生徒が出席停止を命じられ、学校に来られない状況になる訳ですよね。

そうすると義務教育課程で、勉強できない環境になるということですよ。

ここが引っ掛かった部分なのですが。

**【議長】**（齋藤町長）

はい。ただ今の質問ですが、森委員回答をお願いします。

**【教育長】**（森教育長）

はい。義務教育上の出席停止については、例えば、インフルエンザ等、医師の診断による出席停止があります。その他にいじめの関連で、他の児童生徒に影響を及ぼしたり、学校教育上、支障がある場合には、他の児童生徒が安心して授業に臨めるよう措置を命ずることができる場合もある。

ただし、この文言については、通常では考えられない最悪の状況を想定しています。

ですので、教育委員会、学校は、そのような最悪の状態にならないよう努力しなければならないものです。

【教育委員長】（大内委員長）

はい。議長。

【議長】（齋藤町長）

はい。それでは大内委員。

【教育委員長】（大内委員長）

出席停止の規定については、つい最近まで、使われていなかった。しかし、滋賀県のいじめ問題が発生し、被害者側から、この規定があるのに、なぜ使わないのかとの申し出があった。

【教育長】（森教育長）

滋賀県のいじめの問題で、学校対応、教育委員会の対応も後手後手になってしまったという経緯もあり、いじめ問題を含めて、首長を含めたこの総合教育会議を設けるきっかけともなった。

ここで、町内のいじめの状況について、報告させていただきたいと思います。

まず、平成27年度の状況ですが、いじめに関する目立った報告は有りません。

ただし、1件、県教育委員会で設置しているいじめ相談ダイヤルがあり、町内の小学校5年生の女子児童が、友だちの仲間に入れてもらえないようなことがあり、困っているとの相談があった。

県教育委員会から、町教育委員会で対応するよう指示有り、学校と連携して、対応にあたり、現在は、解消している状況にある。

次に、昨年度、平成26年度ですが、2件のいじめを認知している。

1件目は、小学校2年生の男子児童が、仲間外れにされ困っているとの申し出があり、保護者を含め、当該児童へ謝罪し、現在は、落ち着いている状況にある。

2件目は、小学校6年生の男子児童で、同級生4名からボールをぶつけられたり、枝でたたかれたりしたという事案が発生し、いじめられた児童が泣きながら職員室に入ってきたという事例がありました。

謝罪の場を設定するなど対応しましたが、いじめに合った児童が、数週間に渡って、教室に入れなくなり、相談室に登校するという事態になりましたが、夏休み前には教室に登校できるようになり、解消したという事例がありました。

現在、いじめを防止し、児童生徒の実態をきちんと把握するために、月1回全ての児童生徒を対象にアンケートを実施している訳ですが、このいじめ防止アンケートは、丁度、平成25年度から開始したこともあり、からかわれたり、避けられたり、近づくなどと言われたなど、日常的な些細な事案も含め、調査の最初の年だったので、35件のいじめ認知件数があったが、初めてのいじめに関するアンケートの実施ということもあり、このような数値になったと考えられます。

先ほど課長から説明しましたが、重大事態というのは、命に関わるような事態を指

しておりますが、幸い、山元町では、命に関わるようないじめの実態は、無い状況です。

そのような事態を未然に防止するためにも、教育委員会と学校が、しっかりと連携し、対策に取り組まなければならないと考えているところです。

**【教育委員長】（大内委員長）**

いじめ防止基本方針の運用については、学校との情報共有が必要である。

各学校に教育委員会がしっかりと指導していかなければならないと考えている。

**【議長】（齋藤町長）**

私もかつて危機管理に携わった経験から、それぞれのセクションで、何とか自分で対応しようとするのですが、それはそれで大事なことです。本来は、横の連携、情報の共有に努めて、未然防止を図ることが重要だと認識している。

ニュースでも昨今のいじめに関しては、いじめにあった子どもが、実際には、先生へのアプローチがあり、前触れはあったというケースがあるかと思うので、しっかりと模索して欲しいと思っています。

それでは、ほかにご質問等無ければ、（１）山元町いじめ防止基本方針についてを、提案のとおり、決定することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

はい。

**【議長】（齋藤町長）**

それでは、（１）山元町いじめ防止基本方針を提案のとおり、決定します。

次に（２）「山元町教育振興基本計画策定について」を、事務局から説明させます。

**【説明】（菅野学務課長）**

それでは、右上資料 2-1 「山元町教育振興基本計画策定について」をご覧ください。

５月に開催した第 1 回総合教育会議で教育の振興等に関する施策の大綱を策定しておりますが、山元町教育振興基本計画を策定するまでの間の大綱になります。

本来の形にするためには、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本日お示ししている山元町教育振興基本計画を策定した上で、大綱を定める必要があります。

策定目標は、平成 29 年 3 月とし、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年間の計画として策定するものです。

計画策定の趣旨については、社会を取り巻く状況が日々変化している現在、解決すべき多くの教育課題に対応するため、国では平成 18 年 12 月に教育基本法を改正し、新しい時代の教育の基本理念を示すとともに、実効性のあるものとするために、教育

三法等の関係法令の改正を行いました。

また、教育行政については、国と地方公共団体の役割分担と責任に係る内容を示すとともに、地方にも、地域の実情に応じて教育振興基本計画の策定に努めることが規定されました。

そこで、今後の山元町の教育の発展のためには、これからの山元町の教育を見据えた基本的な方向を明確にするとともに、その実現のために、どのような教育施策をどのように推進していくかを明らかにしていく必要があります。

これらのことから、教育委員会では、「復興から新しいまちづくりをめざす山元町の豊かな自然と風土の中で、家庭及び地域の教育力を生かし、心豊かでたくましい人間形成をめざすとともに町民の生涯にわたる学習の充実に努める。」とした基本方針のもと、町政の施策に合わせた最適な教育施策を実施していくために、教育振興基本計画を策定するものです。

次に計画策定のねらいについては、山元町の教育振興を図るためには、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携・協働することが大切です。

このため、本計画は、山元町の教育の目指す基本的な方向と目標を明確にし、その実現に必要な施策を明らかにし、教育関係者はもとより、町民の理解と協力を仰ぐことをねらいとして策定するものです。

次に計画の実施期間についてですが、迅速な見直しやきめ細かな進捗管理が行えるよう、平成29年4月から平成34年3月までの5年間の計画として策定するものです。

大まかなスケジュールについては、策定スケジュールでお示しのとおりで、策定委員会を設け、保護者アンケートの実施、アンケートの分析、課題抽出、基本的方向性の決定、具体的施策の検討を行い、広く意見を聴取するため、パブリックコメントを募集し、素案を策定後に平成28年10月に開催予定の総合教育会議にて報告するとともに議会常任委員会への報告、最終校正を行い教育委員会定例会での議決を経て、平成29年3月に議会全員協議会で報告し、平成29年4月から5年間の計画として、運用するものです。

なお、平成29年5月に開催予定の総合教育会議時には、この計画を基本とした大綱の策定を行いたいと考えております。

次に、右上資料2-2をご覧ください。

この計画を策定するにあたり、策定委員会を設置することから、委員会の設置要綱(案)をお示ししているものです。

所掌事務につきましては、教育振興基本計画を策定に関することを掲げ、組織については、PTA関係者、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者の8名以内の構成で、策定委員会を運営したいと考えております。

以上、「教育振興基本計画の策定について」(案)の説明とさせていただきます。

【議長】(齋藤町長)



事務局から説明がありました。

山元町教育振興基本計画策定（資料2-1と2-2）について、ご質問、確認事項等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

【教育長】（森教育長）

はい。

【議長】（齋藤町長）

はい。それでは森委員。

【教育長】（森教育長）

はい。

国、県では、非常に内容の濃い計画を策定済みですが、市町村でも策定する義務がありますので、今回、スケジュール等を提案したものです。

この計画とリンクして、大綱も策定し、5年間の教育に関する計画と大綱が策定されるものです。

【議長】（齋藤町長）

ほかにお気づきの点等ございませんでしょうか。

<意見無し>

【議長】（齋藤町長）

それでは、山元町教育振興基本計画策定について、提案のとおり、決定することによってよろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【議長】（齋藤町長）

はい。ありがとうございます。

それでは、次に（3）「今後の教育課題等について」を議題としますが、総合教育会議の目的の一つに「教育を行うための諸条件の整備」が掲げられております。

この件について、教育委員の皆さまと首長で、教育行政の中でこのような問題があり、来年度はこの問題を解決できるような教育政策を実施して欲しい、あるいは、実施するための予算が必要といった意見交換を行うものです。

せっかくの場面ですので、教育委員の皆さまお一人お一人からご意見をいただきたいと思いますが、その前に、まず、はじめに私から発言させていただきます。

教育施設の環境整備については、順次、取り組んでおり、坂元小学校入口町道の拡

幅工事が地権者のご協力を得た中で完了しましたが、小さいことだが、大勢の皆さんが出入りする学校ですので、学校の環境整備は、実施しなければならないと考えています。

さらには、山下小学校と山下第二小学校、山下中学校も先生方が出入りする道路も消防署の信号機からの形になっているんですけれども、あの道路も広くはありません。

それから、町民懇談会を各地区で実施していますが、これまでも議論されてきたんですけれども、この機会に山下第二小学校の統合に向けた議論等もやらなかったんでしょうかという話もありました。

あるいは、坂元地区の懇談会では、中学校の部活動ができない等、子どもたちの数が少ない中で、学校の運営の在り方という点でも検討すべきではなかったかと話をもっています。

私から積極的に問題提起するのは、比較的容易な事ですけれども、山元町の町民は非常にナーバスな部分が多くてですね、皆さんから積極的に問題提起をしていただければより良い議論ができるのではないのでしょうか。遇えて言わせていただければと思います。

私からの問題提起では無く、皆さんからの問題提起をしていただければと期待したいということ

子育てするなら山元町と大きなキャッチフレーズを掲げていますが、ぜひ、教育委員の皆さまからも問題提起をしてはいかがでしょうか。

問題は財源をどうやって確保するか、優先順位を決めて、決められた予算の中で、効率よく執行しなければならないと考えています。

問題は、財源をどこから持ってくるかが問題で、予算を膨らませることは、簡単かも知れません。起債で対応すれば可能ですから。

しかし、次の世代につけを残さないような予算の執行をしなければならない。その場限りの予算ではなく、持ち越す必要は無いと思ってやっているつもりでございます。

それでは、各委員の皆さまからも忌憚なくご発言をお願いしたいと思います。

まず、大内委員お願いします。

#### 【教育委員長】（大内委員長）

はい。今、町長から財源の話もありましたけれども、私はハード的なものは、言う立場ではないと認識しています。

ソフト的な部分として、人材育成、教員の質を上げることはできるのではないかと考えています。

学校というのは、教員によって、学校の雰囲気や、学校の力が変わります。

校長が変われば、学校が変わるとも言われている。

学校に力をつけさせるための、町独自の方策として、教育の質の向上を図るべきであると思います。

例えば、指導教員がいて、講師として研修会を開催することはできると思います。

一人でも教員の目が覚めれば、やる気になってもらえれば、それに越したことはないかと思います。

人事異動も含めて、教職員の人材育成を行わないと、学校教育の活性化が必要かと思えます。

【議長】（齋藤町長）

はい。ありがとうございます。それでは、大内委員からの意見を踏まえて意見交換をしたいと思えます。

【委員】（荻原委員）

はい。私には中学生の息子がいるんですが、担任の先生や教えて下さる先生によって、やる気が違うんですね。

いじめの問題にしてもクラスの先生が、アンケートとは別に先生と生徒で交換ノートを作って、一対一で何でも書いて良いよと言われて、心の底から信頼できる先生にめぐり逢えたと言っていました。

先生の存在は非常に大きいし、優秀な先生は多いですけども、心の底から生徒の気持ちまで分かって、教えてくれる先生がいて、保護者としても非常にありがたいなと感じています。

【議長】（齋藤町長）

教職員の資質向上について、いかがでしょうか。

【教育長】（森教育長）

それでは、私からですが、子どもたちが、学ぶ際にどういった先生と出会えるかが大事である。

教科の先生を好きになれば、その教科をやっていける。

先生を醸し出して、先生方の動きを活性化しなければならない。

研修会の実施も視野に入りたいと考えている。

スポーツの世界でも同じで、憧れの選手がいれば、そのスポーツに没頭し、上達も早くなる。

【議長】（齋藤町長）

町独自の対応との話もありましたが、教育委員会としての対応は。

【教育長】（森教育長）

いじめ問題もあったが、毎日楽しく学校に登校できることが一番である。

Q Uテストと言って、学校生活に関するアンケートを月1回、町独自で実施し、いじめや問題行動等の相関関係を調査している。

復興に向けた取り組みも重要だが、志教育や職場体験等のキャリア教育なども重要である。

教職員については、県費での対応になっていることから、教職員の研修等も県費での予算付けが必要になってくる。

**【委員】（島田委員）**

子育てするなら山元町として、町では様々な事業に取り組んでいますが、保育所というより、子ども園として取り組んではいけないでしょうか。

教育分野も盛り込まれた内容で、ソフト面のスキルアップを充実させて欲しいと思います。

例えば、音楽表現に関しては、非常に弱いと感じています。

また、共働きによる長時間保育という現実の中で、どこまでやることができるか。

小学校でも総合的な学習に取り組んでいますが、自分の住んでいる町の特産物や歴史などは、小学校で体験したことを小学生が産業の中に入って、商品化したときにどうかという自分に返ってくるということが、人材育成につながっていくかと思います。

また、我が町の文化財についてですが、伝承文化と文化交流を活発に行っている場所にして欲しいと思っています。

**【委員】（齋藤委員）**

私は、読書の世界に入ることによって、いじめ問題も解消されると思います。読書によって興味関心が広がり、興味関心が広まっていく力となっていくと思うので、ぜひ、図書を充実してほしいと思います。

**【教育長】（森教育長）**

町内の特産物など様々な体験をとおしてキャリア教育に結びつけられるような子どもたちにも良いチャンスになっている。

学校が全部把握しきれていないこともあるので、交流もやっていきたい。

子ども園については、町の保健福祉部門との連携で対応していきたい。

やがて、ワンストップとして、町として確立していきたい。

読書については、各学校に図書司書補を町独自で配置して対応している。

震災後、全国各地から数多くの図書の支援をいただいたので、活用させていただき、良い方向に持っていきたいと考えている。

**【委員】（齋藤委員）**

学校で、農業ボランティアをやっているが、高齢になっていて、後継者の方が見つからないとの話を聞いたことがある。

町全体でそういったボランティアの調整ができれば良いのだが、体験学習の場などはスムーズに流れるような配慮をして欲しい。

【教育長】（森教育長）

今、齋藤委員からいただいた話ですが、山下第一小学校の北側で作物を作っている件かと思う。

【議長】（齋藤町長）

学区に限らず、町全体で中継ぎができればと思う。

町としては、シルバー人材センターを早く立ち上げ、今いただいたような対応もできるようにしていきたい。

来年秋には、シルバー人材センターを立ち上げる方向で、現在調整している。

【委員】（荻原委員）

学力向上についてですが、8月29日に開催された防災訓練では、午前中で概ね訓練は終了して、午後は、異学年の児童生徒が一同に会して、時間を持て余してしまった。

例えば、こういったちょっとした時間を活用して、児童生徒同士が勉強を教え合う時間を設けてはどうかと思う。他の子に勉強を教える日を設けることはできないでしょうか。

放課後の30分でも良いので、下級生に勉強を教えるということは、自分がしっかりと理解していないと、教えることができない訳ですから、多くの事を勉強した上で、臨む必要があります。

来年度も町の総合防災訓練があるかと思いますが、総合防災訓練の午後に集まった集会所で児童生徒同士が教え合う時間を設けられればと思います。

科学の実験等を得意としている先生を招いて、実験をすとか。

太陽光発電を町で設置して町の財源に反映するなど、様々な取り組みが必要かと思っています。

例えば、家庭教育では、漢字検定試験等の各種検定に取り組んでいる家庭も有ります。このような家庭に助成をするなどの施策はできないでしょうか。

昨日行われた町議会議員選挙の有権者数が、8月末現在で人口12,657人に対して、10,796人が有権者なので、20歳未満が、単純計算すると1,861人しか居ないこととなります。

財源が無いが、山元町で結婚したらお祝いを出すとか、山元町ってすごいね。山元町は出産、育児、医療費援助も始まって、町外にもアピールできるよう新聞などでPRできればよいかと思います。

【教育長】（森教育長）

検定試験は、様々有る。坂元小学校では、漢字検定にチャレンジしている。

町全体には、まだできていないが広めたい。

科学ばなれも有るが、11月15日には、化学など得意としている先生方によるやまもと楽校も実施予定であり、もっとPRできればと思っている。

**【議長】（齋藤町長）**

太陽光発電については、東部地区や買取宅地は、基本的には農地や防災公園に生まれ変わる。

太陽光発電を町が直接的に設置すると、それなりの価値はあると思うが、山元町の置かれた状況からは、非常に記微意状況ではある。

新市街地整備を行うにあたって、スマートコミュニティ事業があり、手を挙げたが、良いことだが、誰がやるのかとなってしまう

J Aみやぎ互理と農家の方が出資して、「やまもとファームみらい野」を設立し、取り組んでいる。

農家が太陽光発電をやろうかという話もあったが、固定資産税の問題や農地に戻せなくなるということもある。

太陽光は、小規模で取り組んでもらっているのが現状である。

むしろ、風力発電の話もきている。

私の大きな公約として、子育て拡充はやっていくが、財源の関係からも他の事業ができなくなることもある。

今回は、医療費を対応している。

**【委員】（島田委員）**

新庁舎の関係ですが、平成28年度完成予定となっているが、形等を町民の皆さんに示すのか。

30人程度の住民と会話しているとなっているが、誰と会話しているのか。

**【議長】（齋藤町長）**

町民からのご意見をもらうこととしている。

ワークショップ形式で実施している。

**【教育長】（森教育長）**

基本設計を策定中であり、ご意見等を伺える機会を設けたい。

**【議長】（齋藤町長）**

実施設計が来年度で、来年度中に着工できればと考えています。

完成は、平成30年4月以降になる予定です。

【委員】（島田委員）

建築の専門誌に掲載されていたのは、現段階の完成図ですか。

【議長】（齋藤町長）

現段階の完成図です。

【教育長】（森教育長）

資料4を紹介させていただきますが、前回の第1回総合教育会議で、町長から提案のあった、町の復興に関する学校での取り組み事例ですが、山下第一小学校での授業の状況です。

今後も、町の復興の体系的な学習に取り組んでいきたいと考えています。

【議長】（齋藤町長）

それでは、よろしいでしょうか。

大変、貴重なご意見や情報交換ができ、大変ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、閉会とさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

以上